日産大阪ニュースリリース

第67号
2025/3/14

大阪府と新たに「事業連携に関する協定」を締結しました。

日産大阪販売株式会社は、2025年3月14日(金) 大阪府と新たに『大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』（自転車条例(*1)）に基づき、事業連携協定(*2)を締結しました。

交通安全啓発への協力

日産大阪では、大阪府自転車条例に基づき、自転車の安全利用や交通安全教育の充実、自転車利用者の保険加入の義務化の取組を大阪府と協力して進めてまいります。
地域密着型の企業として、今後も連携を深め、様々な取組みで「安全・安心なまちづくり」に向けた活動を行っていきます。

大阪府のホームページはこちらから

ヘルメット着用啓発動画はこちらから

※１：大阪府自転車条例
自転車が加害者となる交通事故によって、死者や重篤な後遺障害が生じ、高額な賠償請求事例も発生している。
このような問題は、大阪府域全体の共通課題となっていることを踏まえ、自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進します。

※２：事業連携協定
大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（自転車条例）にあわせて、保険（共済）の創設や保険の相談窓口、条例・保険の周知、交通安全教育の取組などに取組みます。

大阪府の報道発表はこちら
日産大阪ホームページはこちらから